

介護予防支援・ケアマネジメントA業務のプロセス

プロセス	手順
①利用 申込	★利用申込の相談受付 ★内容・手続きの説明及び同意 ★重要事項説明書説明・同意・交付
②契約 締結	★利用申込者との契約締結
③アセ スメン ト	★面接等による利用者情報の把握 ★課題分析
④介護 予防 サービ ス計画 原案の 作成	★利用者及び家族と面接し、目標・具体策・利用 サービス・期間等を確認 ★介護予防サービス計画原案を作成 ★利用表等を活用して利用者とおおよその費用を 確認
⑤サー ビス担 当者会 議	★利用者及び家族やサービス提供担当者等の関係 者が目標を共有化し、役割分担を確認する ★専門家としての意見の聴取、支援方を協議 し、全体が共通認識をもつ
⑥介護 予防 サービ ス計画 の交付	★利用者や家族にサービス担当者会議にて確認し た介護予防サービス計画の内容について説明し、 同意を得て（同意欄への記名・（押印は任意）） 参加者全員に交付 ＊少なくとも以下については説明・同意が必要と なる（目標、支援計画、本来行うべき支援が出来 ない場合の当面の方針、総合的な方針欄）
⑦サー ビスの 提供	★サービス提供事業所等との調整 ★個別サービス計画書の確認

※ ③アセスメント～⑨評価までが委託の範囲

プロセス	手順
⑧モニ タリン グ	★計画の実施状況を把握する（モニタリング） ＊サービス提供開始月は訪問 ＊提供開始翌月から起算して3月に1回は訪問 ＊訪問しない月はサービス提供事業所での面接、 利用者への電話等で実施状況や利用者の状況変化 等を確認 ★月に1回は、把握したモニタリングの結果を記 録する ＊利用者の状況に変化がある時は訪問 ＊状況の変化により計画変更が必要な場合には引 き続き「評価」を行う
⑨評価	★計画の目標の達成状況を評価し、今後の方針を 決定する ＊計画期間が終了する月に訪問 ＊計画期間内に評価表を作成することで、利用期 間後のサービス利用等についての判定を行う ＊評価表下段の記入について 「プラン継続」は短期入院等による一時的な サービス中断後の再開時など、稀な場合 「終了」は転出、死亡、自立による終了のみ 「プラン変更」は、予防給付・総合事業から介 護給付や他制度への移行と、予防給付・総合事 業の利用を継続する場合。サービスの利用継続 でも、プランはアセスメントのプロセスを経て改 めて作成する ★サービス提供事業所から事後アセスメントの報 告を受け、サービスの効果の評価を行い次のサー ビスや事業につなぐ
⑩給付 管理	★サービスの利用実績を確認し、給付管理を行う
⑪請求	★介護報酬の請求